

平成23年度予算編成方針

総論

内閣府による平成22年10月の「月例経済報告」によれば、「景気は、このところ足踏み状態となっている。また、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある」としており、先行きについても「海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に、景気が持ち直していくことが期待される。一方、海外景気の懸念や為替レート・株価の変動などにより、景気がさらに下押しされるリスクが存在する。また、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である」としている。

そのような中、政権交代後初めての本格的な編成となる平成23年度予算は、社会保障費の自然増等が見込まれる中、デフレ脱却を含めた経済成長の実現、国民生活の安定・安全、「新しい公共」の推進など、元気な日本を復活させるための施策に予算の重点配分を行う仕組みとして、「元気な日本復活特別枠」が設定されたものの、当面3年間の概算要求及び予算編成の方針である「中期財政フレーム」に基づき、国債発行額の抑制（44兆円以下）及び歳出の抑制（71兆円以下）を堅持することとしている。しかしながら、最近の円高等は景気の大きな下振れ要因となっていることから、平成23年度当初予算を含めた3段階の経済対策を講ずることとしており、今後の国の補正予算等の動向を注視していく必要がある。

地方財政においても、経済の疲弊が深刻化しており、財政状況も極めて厳しいことから、一般財源総額を実質的に平成22年度の総額を下回らないよう確保するとしているものの、国が試算した平成23年度の地方財政収支の見通しにおいては、一般歳出は増加する見込みであり、地方の財政運営は厳しさを増すことが予想される。さらに、地域主権改革の推進策として補助金、交付金等を一括交付金にするの方針が示されているが、その詳細はいまだ明らかになっておらず、地方財政に与える影響も不透明な状況である。

本市の財政状況は、これまでの行財政改革の取り組みにより、平成21年度決算では、昨年度に引き続き市債残高は減少し、財政調整基金は増加するなど、健全化に向けた一定の成果が表れ、財政の硬直性を示す経常収支比率は、普通交付税の増の影響もあり92.4%（対前年度△2.3ポイント）、また財政健全化法による将来負担比率は132.2%（対前年度比△2.1ポイント）とそれぞれ好転している。

しかしながら、今後の財政運営においては、景気低迷による雇用情勢の悪化と口蹄疫の影響等により税収の伸びが期待できない上、社会保障関係経費の増大が見込まれるなど、非常に厳しい状況になると予測されます。

このような中、平成23年度の当初予算編成にあたっては、合併によるスケールメリットを生かし、行財政の効率化と基盤強化を追求し、歳入に見合う財政構造への転換に向け、徹底的な財政の健全化に努め、創意と工夫をもってあらゆる方策を探り、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、次の基本方針により取り組むものとする。

基本方針

平成23年度予算の総務省の地方交付税の概算要求額は、前年度比△330億円の16兆8千605億円となっている。さらに、今後の財政運営を睨んで、財源調整機能のある財政調整基金及び減債基金の取崩しを極力抑制した場合、多額の財源不足となり、厳しい予算編成になることが予想される。

要求にあたっては、原則として平成22年度予算（6月補正後）における一般財源ベースの98%以内とする。ただし、人件費、公債費、他会計への繰出金、一部事務組合への負担金及び『施策評価二次評価の結果が「事業費を伴う拡大施策」であり、その施策の中で拡大する事務事業及び新規事業』等はシーリングの対象外とする。

1. 小林市総合計画に沿った予算編成

合併後の新しいまちづくりを計画的に進めていくため、策定中の小林市総合計画（後期基本計画）に掲げた目標を達成するための効果的な財源配分や効率的な事業構築を進めることにより、限られた財源の中で最大の行政効果を得なければならない。

2. 行政評価の反映

行政評価（施策評価）の結果に基づき予算計上すること。

3. 市長マニフェストについて

市長マニフェストに掲げられた項目については、十分に留意した予算計上を行うこと。

4. 行財政改革の推進

行政改革大綱及び集中改革プランに則った改革を確実に実行し、その取り組みの成果を予算に反映させることにより、財政の健全化と住民サービスへの還元を図るものとする。

また、有料広告等の掲載による、自主財源の確保と経費削減に積極的に取り組むこと。

5. 新規事業に対する財源確保

新規事業については、目的、費用対効果、後年度負担などを十分検討したうえで、既存事業の見直しにより、その財源を生み出すことを基本とする。

なお、要求にあたっては、新規事業事前評価（二次評価会議 11/15 開催）の結果、承認された事業であることを原則とする。

6. 投資的経費

投資的経費については、厳しい財政状況の中で、事業の習熟度、緊急性、投資効果等を考慮し、市民の行政需要の優先度を判断した上で配分を行うこととする。また、計画にあたっては、維持管理経費等の後年度負担にも配慮すること。

7. 合併による効果

新市の一体性や均衡ある発展に資する事業については、財政支援措置を有効に活用するとともに、合併による効率性を追求し、歳出の削減効果を最大限に反映させなければならない。

8. 合併調整済の経費

平成23年度は、実質的には合併2年目であり、合併協定項目、事務事業の一元化による調整方針等の協議に沿った要求を行うこと。

9. 計画的な予算編成

当初予算は年間を通じて予測される全ての財源と、年度内に必要とされる全ての事業費を要求すること。原則として、制度改革に伴うもの、災害復旧に係るもの、その他緊急を要するもの以外は、年度途中における予算の補正は行わない。

10. 未利用財産について

現在、総務省の指導のもとバランスシートを整備しているところであり、その中で財産の把握と台帳の整備を行っている。これは、資産・債務改革として遊休資産の把握と、その売却・活用について検討することを求めたものであり、未利用財産についてはその整理について早急に検討すること。

歳入に関する事項

歳入の見積りにあたっては、社会経済情勢の動向、過去の実績等を精査分析し、地方財政に関する国・県の制度改革の動向等の情報収集に努めること。また、正確にその財源を捕捉し、過大、過小にならないよう留意すること。

1. 市税

歳入に占める市税の重要性を認識し、個人所得の状況、企業実績、制度改革等の動向を勘案し、的確な収入見込み額を計上すること。また、税負担の公平を期すため課税客体の捕捉漏れを防ぐとともに、滞納整理の早期着手、計画的な取り組みなど収納率の向上に最大限の努力を払うこと。

2. 使用料及び手数料

住民負担の公平性及び受益者負担の原則にたち、物価の変動や人件費を含む必要経費の状況等を十分に検討のうえ見直しを行い、年間収入見込み額を計上すること。また、各施設利用における減免規定の適用についても、妥当性等を考慮し、見直しに向けた検討を行うものとする。

3. 国・県支出金

国・県支出金については、国・県の動向を十分に見極めながら、積極的な確保に努めること。ただし、補助事業ということで安易に対応することなく、必

要性・事業効果等について十分に検討すること。

4. 分担金及び負担金

事業の性格、規模等から適正な負担を求め、法令・条例等に基づき、また他自治体の状況等を十分に検討した上で、確実な収入見込み額を要求すること。

5. 市債

地方交付税算入措置のある有利な地方債の活用を原則とし、市債残高の縮減と公債費負担の適正化を図るため、当該年度償還元金以内の市債発行とし、合併特例債及び過疎債についても、その有効な活用方法について検討する。

歳出に関する事項

歳入の増が見込めない状況を深く認識し、歳出の計上に当っては、スクラップが可能なものはスクラップすることを基本とする。

その上で、既存事務事業の統合や縮小を検討し、真に必要なものだけを要求すること。

1. 扶助費

類似団体と比較すると、本市の扶助費の決算額及び経常収支比率は、平均値を大きく上回っており、市の財政を圧迫する原因となっている。従って、法令で義務付けられているもの以外については、市が担うべきサービスの範囲や水準が適正なものであるか検証を行い、必要な見直しを行うこと。

また、国の制度改正の動向に十分留意するとともに、決算や支出状況を踏まえ、適正な見積りを行うこと。

2. 負担金

会費的な負担金は、加入している協議会等の効果について再度見直しを行い、類似団体への加入や行政効果の低下したものについては、加入を取りやめること。

3. 物件費

事務事業の抜本の見直し及び創意工夫を行うことで、効率的な運用を心がけ、全般的な節約に努めるものとする。

特に委託料については、委託内容や回数等について検討を行い、職員で対応可能かどうかの見直しを行うこと。

4. 市単独事業費

事業の必要性、緊急性、補助事業費との関連等について十分検討し、真に市民生活の質の向上と地域の活性化に資するものを優先する。

5. 補助事業費

国・県の予算編成の動向に留意するとともに、投資効果を十分考慮の上で、長期的観点から効果的に投資が行われるよう綿密な事業計画を立てて要求する

ものとする。また、負担額及び補助率が明確でないものについては、特に慎重な対応を行うこととする。

6. 補助金等

市の厳しい財政状況を踏まえ、補助金については目的、効果等について可能な限り客観的な分析を加え、徹底した整理合理化を行うものとし、新規補助金については、原則として終期を設定し、その財源については、既存の補助金の廃止又は縮減により対応することとする。

また、国・県支出金等の財源のある補助金についても、同様の取り扱いとする。

7. 貸付金

貸付の目的、効果、資金需要等を考慮し、その対象、方法及び条件について検討を加え、真にやむを得ないものに限定するとともに、貸し付け規模については、過去の実績にこだわることなく最小限にとどめるものとする。

特に、無利子及び低利なものについては、大変厳しい財政事情であることから、状況を精査した上で金利設定の見直しに向けた検討を行うものとする。

8. 細々目の取り扱い

予算要求における、細々目（共通、小林、須木、野尻）の基本的な取り扱いは、小林、須木、野尻に共通する事業については、一体性の確保と、事務効率化の観点から「共通」を使用し、さらに、予算執行時に「執行委任制度」により執行すべきものについては、執行委任制度によることとするが、共通する事業であっても、別々に計上することが容易かつ合理的である場合には、「小林」「須木」「野尻」として要求できるものとする。

9. 特別会計及び公営企業会計等に関する事項

特別会計についても、要求は一般会計に準じることとし、使用料・保険料などの市民負担の適正化を念頭に財源の確保を図るとともに、将来にわたる的確な収支見通しに基づく経費の節減・合理化に努め、一般会計からの繰入金を圧縮するよう最大限の努力を払うこと。